

産業用ロボットの教示等特別教育のご案内

一般社団法人 群馬労働基準協会連合会

産業用ロボットによる労働災害の大半は、トラブル等で一時停止している中、可動範囲内に入った労働者がロボットアームに挟まれることで起きています。

労働安全衛生法では、事業者に対し、「産業用ロボットの教示等の業務に従事する者に対して当該教示等に係る機器の操作業務に必要な教育を行うこと」を義務付けています。（労働安全衛生法第 59 条第 3 項及び同規則 36 条 31 号）

これにより、ほとんどの産業用ロボット作業従事者が本教育の対象者となっています。

当連合会では、この度、事業者に代わって「産業用ロボットの教示等特別教育(学科)」を下記のとおり実施します。

産業用ロボットによる労働災害を未然に防止するため、是非ともこの機会に、対象者の受講についてご配慮いただきますようご案内申し上げます。

記

1. 開催日	平成29年11月9日(木)～10日(金)の2日間 第1日目 9時05分～17時45分 第2日目 9時00分～16時55分
2. 会場	勢多会館 前橋市南町4-30-3 電話027-224-6692
3. 受講資格	特になし
4. 定員	80名
5. 講習科目	産業用ロボットに関する知識(4時間) 産業用ロボットの教示等に関する知識(4時間) 産業用ロボットの検査等に関する知識(4時間) 関係法令(1時間)
6. 料金	講習料金 13,824円 (受講料11,000円+テキスト代1,800円+消費税)
7. 申込方法	直接お申し込みいただくか、口座振込みでお願いします。
8. その他	①受付は、午前9時までに済ませてください。(時間厳守) ②午前9時より5分間、オリエンテーションがあります。 ③全科目を修了した方には、閉講時に修了証を交付いたします。